

平成23年5月10日

防犯設備（防犯カメラ等）の整備に対する補助について

1 目 的

安全で安心なまちの実現に向けた防犯対策の向上を図るために、地域団体（商店街、町会・自治会など）による防犯設備の整備（防犯カメラ等）への支援を行います。

2 対象事業

防犯カメラ等の整備費（経常経費は除きます）

3 補助金の交付額

補助対象経費の5/6以内とし、750万円を限度とします。（補助対象事業費900万円を上限として、区が1/2（限度450万円）を、都が1/3（限度300万円）を負担します。）

4 防犯カメラ等の運用管理

各団体において、世田谷区防犯カメラの設置及び運用に関する条例等に基づき、管理・運用等について規定するとともに、その管理運用規約に基づき厳正なデータ管理等の運用をお願いします。

5 申請時期

第1回6月10日（金）、第2回9月9日（金）、第3回12月1日（木）

※ 当該補助は東京都の補助決定を前提としています。平成23年度につきましては、年3回の申請時期を設けていますが、東京都の本事業に係わる予算が無くなった時点で、以降の申請受付はできなくなります。

6 これまでの実績

防犯カメラ設置済み団体（平成17～22年度）      23商店街

7 参考

施工費（当初経費）の目安

防犯カメラ10台＋記録装置      約480万

8 その他

平成23年度に設置を予定している団体は、早めにご一報いただけるようお願いいたします。

<問合せ先>

世田谷区危機管理室危機管理担当課

電話   5432－2314   担当   赤尾

FAX   5432－3066